

大阪狭山市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査を実施したので、
その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和8年(2026年)1月23日

大阪狭山市監査委員
瀧 藤 憲 彦
北 好 雄

監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

第2 監査の対象

1 対象事務

大阪狭山市が南海バス株式会社に対して支出した大阪狭山市循環バス事業補助金に係る出納その他の事務を対象とした。

2 対象期間

令和7年4月1日から令和7年10月31日まで
必要に応じて令和6年度

第3 監査の着眼点

本市が令和6年度及び令和7年度に交付した大阪狭山市循環バス事業補助金に係る出納及びその他事務の執行が、補助金の交付目的に適合し、かつ適正であるかを検証するために以下の点に着眼した。

事業計画書、予算書及び決算諸表と所管部署へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書は符号するか。

補助金交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。

事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。

補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。

出納関係帳票の整備、記帳は適切及び適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

補助金等に係る収支の会計経理は適正か。

精算報告は適正に行われているか。

第4 監査の実施内容

大阪狭山市循環バス事業補助金に係る関係書類を閲覧し、担当者に対して質疑を加える方法で実施した。

第5 実施場所及び日程

大阪狭山市役所庁舎内において、令和7年11月26日から令和7年12月24日まで実施した。

第6 監査結果

1 財政援助団体の概要

商号 南海バス株式会社
代表者名 取締役社長 鈴木 一明
本店 大阪市中央区難波 5 - 1 - 6 0
本社 堺市堺区竜神橋町 1 - 2 - 1 1
設立年月日 平成 13 年 5 月 23 日
資本金 100,000,000 円

役員及び従業員

取締役社長 1 人
専務取締役 1 人
常務取締役 2 人
取締役 3 人
監査役 2 人

総従業員 753 人 (令和 7 年 11 月 1 日現在)

事業内容

自動車運送事業
自動車運送事業の管理受託
土地、建物の賃貸等

2 大阪狭山市循環バス事業補助金交付決定額

令和 6 年度 58,000,000 円

令和 7 年度 84,370,000 円

3 監査意見

大阪狭山市循環バス事業補助金に係る事務の執行は、補助金の交付目的に沿って概ね適正に行なわれていると認められる。

なお、会計帳簿等については、南海バス事業全体で管理執行していることから、代替書類として提出のあった収支計算書や調書について意見聴取を行った。